

民主自由党党則の考察

附：「民主自由党々則」〔一九四八年三月一五日〕

小 宮 京

はじめに

戦後政治史において、政党研究の際に、基本的な情報を得ることは未だ難しい。⁽¹⁾一例を挙げれば、政党の基本情報である党則すら、十分に揃っていない。拙著『自由民主党の誕生』（木鐸社、二〇一〇年）では、一九四五（昭和二〇）年から一九五五（昭和三〇）年までに結成された保守党に関して考察した。しかしながら、この間、おおむね与党であった自由党系ですら、党則は「凡例」で示した以下の四つしか確認できなかった。

自由党

「自由党党則 一九五〇年一月二〇日」伊藤悟解説・訳『GHQ日本占領史一一 政党の復活とその変遷』（日本図書センター、一九九六年）所収、もしくは、『小柳牧衛関係文書』二一八三（東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センター資料部蔵）

「自由党党則 一九五三年九月二五日」村川編、三六四―三六九頁

このうち、「民主自由党々則」は全文を確認できなかった。二〇一〇年の拙著刊行後に、自由党系の二つの党則全文を確認した。本稿はそれらを踏まえ、とりわけ一九四八（昭和二三）年に結成された民主自由党の党則の全文について、拙著で考察した党役職の権能や役職公選論に注目して、より一層の考察を加えることを目的とする。

日本自由党 一九四五年一月九日

「日本自由党党則」村川一郎編『日本政党史辞典』上巻（国書刊行会、一九九八年、以下、村川編と略記）三六一―三六三頁

民主自由党 一九四八年三月一五日

「民主自由党々則」“Political Parties - Rules & Regulations”, 1947/03-1947/12, FOA 04610.

第一節 日本自由党党則（一九四七（昭和二二）年六月二日）の考察

最初に取り上げるのは、一九四七（昭和二二）年六月に改正された、日本自由党（以下、自由党と略記）の党則である。『浅沼稻次郎関係文書 その二』（国立国会図書館憲政資料室所蔵）四四一の中に「日本自由党々則（案） 昭和二二、六、一七」が含まれているのを確認した。

結論を先取りすると、拙著『自由民主党の誕生』は『GHQ正史』に基づいて記述した。党則の現物を確認したことで、より詳しい叙述が可能となった。だが本節の叙述は拙著の記述を修正するものではない。

同案の日付前後の自由党に関して簡潔に述べる。一九四七年五月一八日、衆参両議員初総会が開催された。「参議院の開設に即しまた党組織の整備拡充に備え、党則の改正を決定し」た。⁽²⁾その後、六月二日から開催された第三回自由党大会で「党則改正などいづれも原案通り決定」⁽³⁾とある。以上を踏まえれば、「日本自由党々則（案） 昭和二二、六、一七」は、日付からも一九四七年六月改正の自由党党則と推定されよう。一九四八（昭和二三）年の民主自由党の党則と比較するために、関係する条文を引用する。⁽⁴⁾

第六条 総務は総裁を佐け党の要務を処理する。

総務の選任は左の各号による。

- 一、各地区別所属代議士十名（四捨五入）につき一名の割合により単記無記名投票で各地区別に互選する。
- 二、所属代議士の中から単記無記名投票で五名を互選する。

- 三、所属参議院議員の中から単記無記名投票で五名を互選する。
- 四、総裁は、その指名により所属国会議員又は国会議員以外の党员の中から七名を限り選任することができる。

総務の互選によって総務会長及び常任総務若干名を置く。

第七条

幹事長は、総務会の決議に基いて党務を執行する。
幹事長は、総裁の推薦によって総務会で決定する。

第八条

副幹事長は、幹事長を佐け、幹事長に故障のあるときにはその職務を代行する。
副幹事長は、幹事長の推薦によって総務会で決定する。

第九条

幹事は、総務並びに幹事長及び副幹事長を佐け党務を分担する。
幹事の選任は左の各号による。

- 一、各地区別所属代議士五名（二捨三人）につき一名の割合により単記無記名投票で各地区別に互選する。
 - 二、所属参議院議員の中から単記無記名投票で十名を互選する。
 - 三、総裁は、その指名により所属国会議員又は国会議員以外の党员の中から十五名を限り選任することができる。
- 幹事の互選によって常任幹事若干名を置く。

第十条 政務調査会は、各種政策の調査立案に当る。

政務調査会長は、議員総会で選挙する。

同副会長は、会長の推薦によって総務会で決定する。

政務調査会は、顧問及専門委員を委嘱することができる。

第十二条 会計監督は党の会計を監督する。

会計監督は議員総会で選挙する。

第十六条 総裁は、必要があると認めたときには他の機関を設けることができる。

とができる。

第十八条 党大会は党役員、所属国会議員及び各支部から選出した委員を会同して開くものとする。

委員は一支部二名を定員とする。

但し支部の選挙区三以上の場合はその数を定員とする。

第十九条 党大会に代るべき議員総会及党役員の選挙を行う議員総会

は所属議員三分の二以上の出席を必要とする。

第二十条 党費は党員の負担とし毎年一回収支を公開する。但し本部

経常事務費は所属国会議員が、別に定める方法により負担する。

する。

党則全体を通じて、役員の選挙が規定されている点は興味深い。党大会では「代議士会、参議院議員総会、両院議員総会を順次開いて各役員の選挙を行った」とされる⁽⁵⁾。

役職公選が導入された背景として、四月の総選挙で政党が乱立したことを踏まえ、GHQと日本政府が政党法導入を検討したことが挙げられる。GHQは「内部組織を民主化すること」を要求していた⁽⁶⁾。こうした情勢が党則改正にも反映したと考えられる。

いわゆる党三役を中心に党則を検討したい。

幹事長は「総裁の推薦によって総務会で決定する」と規定された（第七条）。総務会が介入できる可能性が残っている点は重要である。

政務調査会長は「議員総会で選挙」と決まり、その後も継承された。

しかしながら、実際に選出された事例は一九四六（昭和二一）年一〇月の芦田均のみで、以後は吉田総裁による任命だった⁽⁷⁾。

また、「総務の互選によって総務会長及び常任総務若干名を置く」（第六条）と、総務会長のみならず常任総務が規定されているところも興味

深い。ただし、党大会後の人事を確認する限り、常任総務は置かれなかった可能性が高い⁽⁸⁾。筆頭総務が正式な規定としては存在しないことも注目すべきであろう。

総務と幹事長の関係では、拙著『自由民主党の誕生』で、総務が党務を分担していた事実を指摘した。戦後の自由党結党以来の、総務が党務を担うという構造は変化していない。「役員事務分担表」（次頁）からも、総務が党運営を実質的に担っていたということが読み取れる。

「自由党役員事務分担表 昭和 22 年」

役員事務分担表	部長	副部長
党務	○ 大石倫治	△ 塚田十一郎 大瀧喜代司 山口六郎次
経理	○ 林譲治	△ 坂本實 加藤隆太郎
渉外	栗山長次郎	△ 亘四郎 若松虎雄 岡村利右衛門
情報	○ 小沢佐重喜	△ 石田博英 鈴木正文 佐々木盛雄 渡邊良夫
遊説	○ 上林山栄吉	△ 柏原義則 今村忠助 菊池義郎
組織	○ 周東英雄	△ 前田郁 富田照
夫人	○ 近藤鶴代	久布白落實 塩原静
青年	江崎真澄	△ 坂田道太 原田憲
国会	○ 本多市郎	○ 洲上房太郎 寺尾豊
選挙対策	葉梨新五郎	

『政党年鑑 昭和 23 年』239-241 頁より作成

○は総務

△は幹事

『自由民主党の誕生』43 頁より転載。

同書では「昭和 23 年」としたが「昭和 22 年」の誤りである。

第二節 民主自由党党則（一九四八〔昭和二三〕年三月一五日）の考察

ここからは、一九四八（昭和二三）年の民主自由党の党則について考察する。

民主自由党に関する先行研究としては、三谷太一郎「戦後日本における野党イデオロギーとしての自由主義」犬童一男他編『戦後デモクラシーの成立』岩波書店、一九八八年）所収、が挙げられる。同論文は、機関誌『再建』⁽⁹⁾に依拠し分析している。戦後政治史研究では中道連立政権に注目しがちで、野党時代の民主自由党に関しては、総裁であった吉田茂の伝記、猪木正道『評伝 吉田茂』第四卷（ちくま学芸文庫、一九九五年）ですら、ほとんど触れていない。

先行研究が乏しいのは、依拠すべき資料があまり存在しないことに起

因する。現時点でも、民主自由党に所属した政治家の日記としては、伊藤隆編『斎藤隆夫日記 上・下』（中央公論新社、二〇一〇年）が存在する程度である。本稿は主に新聞を用いつつ、⁽¹⁰⁾党則を分析することで、民主自由党の特徴を明らかにしたい。

民主自由党の党則は、拙著の脚注で「本書が用いた『民主自由党々則』は、国立国会図書館憲政資料室蔵の『日本占領期資料』のマイクロフィルムである。党則は途中の第二一条までしか存在せず、「第三章役員並にその職務」の総裁部分までしか確認できなかった」と記した通り、⁽¹¹⁾国会図書館所蔵のマイクロフィッシュでは党則全文を確認できなかった。

二〇一六年度の在外研究中に、アメリカ国立公文書館（以下、NARA II）で資料調査を行った。そこで原資料を現認し、マイクロフィッシュで欠落している後半部分を確認した。⁽¹²⁾党則は一枚紙の両面印刷であり、第二十二条から第四十一条までは裏面に印刷されていた（写真 1・2 を参照）。後世の便を考えて、附録として国会図書館所蔵のマイクロフィッシュでは確認できない部分を含め、党則を全文掲載する。

最初に断っておくが、NARA II で調査した一九四八年の民主自由党党則の後半部分の発見は、拙著での議論を補足するものであり、内容を大幅に修正するものではない。⁽¹³⁾

そもそも調査した党則は一九四八年の民主自由党の党則なのか。

国会図書館のOPACで検索すると“Political Parties - Rules & Regulations”は「1947/03-1947/12」と出てくる。つまり一九四七年三月から一二月ま

写真1 →

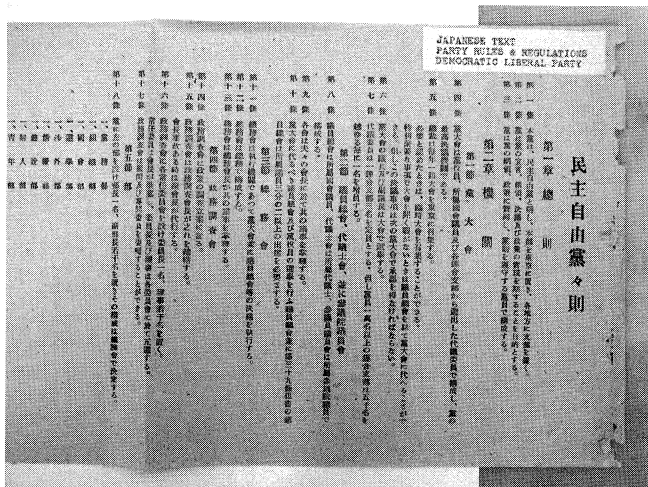
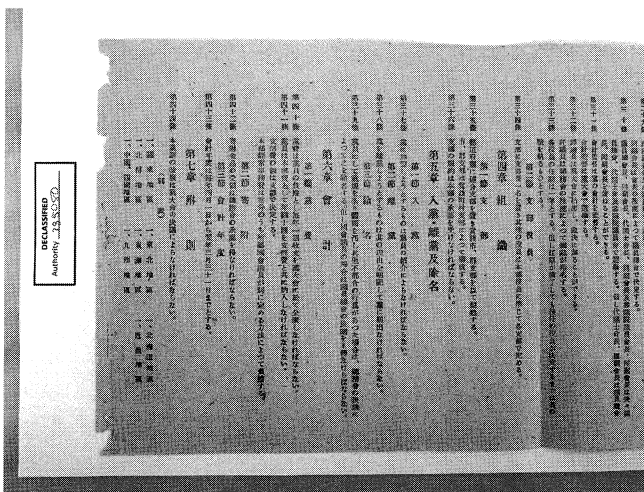
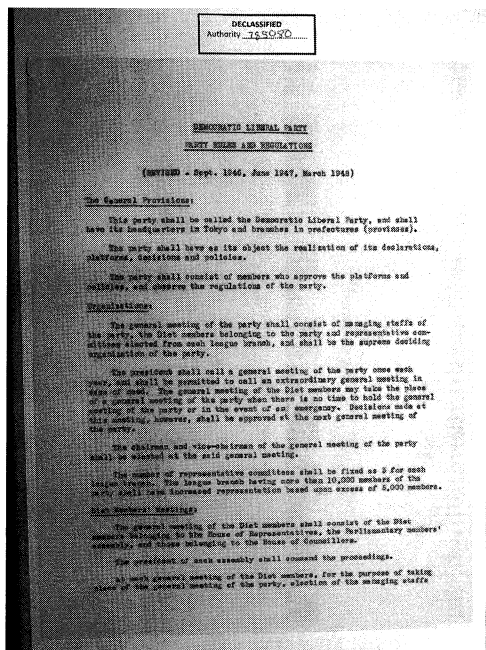


写真2 ↓



←写真3



出典：“Political Parties - Japan Rules & Regulations”
(NARA II所蔵。詳細は脚注12を参照)

での各党の党則を集めた資料とされる。OPACの年月日を額面通り受け取れば、一九四七年当時の自由党の党則となる。しかしそれは誤りである。原資料には「民主自由党々則」と印字されており、自由党の党則ではないことが明らかである。また、英文の翻訳には「REVISED — Sept 1946, June 1947, March 1948」と書かれており（写真Cを参照）、この党則が一九四六年九月、一九四七年六月、一九四八年三月に改正されたことを示している。一九四七年六月に改正された自由党党則は前節で紹介した。現時点では、一九四六年九月の党則のみが見えである。以上を踏まえれば、本資料は、一九四八年三月一五日に結党した民主自由党の当初の党則と推定される。

党則が作成される背景として、民主自由党が結成されるまでの経緯を述べたい。重要なのは結党過程で「新党役員公選の原則」が確認されたことである。⁽¹⁴⁾

結党時の民主自由党党則に役職公選が導入されたのは当時の政情の反映でもある。⁽¹⁵⁾

片山哲内閣が総辞職し、後継内閣が話題となると、野党自由党や斎藤隆夫国務大臣らは「憲政常道論」に基づき批判した。だが、GHQの強力な支援を受け、社会党・民主党・国民協同党の三党連立の枠組みが維持されたまま、三月一〇日に芦田均内閣が発足した。⁽¹⁶⁾

この間の自由党の動向を述べる。芦田内閣発足前、二月一五日には自由党は幹部会で、民主党と国協党に対して「保守大同の政治力結集」を呼び掛けることを決定した。⁽¹⁷⁾ 民主党内には、斎藤隆夫国務相のように、

自由党に呼応し、自由党との連立を主張する勢力が存在した。⁽¹⁸⁾ 様々な工作が並行して進んだが、二月二日に衆議院は芦田均を首班に指名した。⁽¹⁹⁾ 自由党の工作は実を結ばなかったのである。翌二日には、自由党は新党結成を宣言した。⁽²⁰⁾ これを受けて、二三日には、党の脱皮を主張する革新会が「封建的分子やボスは一掃すべき」と主張し、星島二郎総務会長が「その趣旨にそって新党結成に進む旨」回答した。⁽²²⁾ その後も革新会は「党内デモクラシーの確立を主たる目標」に「大野幹事長ら現幹部の退陣を要求」した。幹部が革新会の動きを無視できなかったのは、彼らに民主党が働きかけを強めていると目されたからである。⁽²³⁾ 幹部側は統制を強めながらも、彼らの意見を取り入れることを選んだ。三月五日の役員会で「役員は総裁以下選挙によってきめる方針をきめた」。総裁に関しては異論は出なかったものの、総裁以外の役員に関しては「総務その他の役員は衆、参両議員に一任すること」などの異論が出たため、決定できなかった。⁽²⁴⁾ そして一四日には十日会と自進会の吉田総裁への申し入れを受けて、「新党役員公選の原則」が再確認された。⁽²⁵⁾

以上の背景を踏まえ、関連する規定を確認したい。

幹事長は「党大会で選挙する」（第二十六条）とある通り、公選が確認された。⁽²⁶⁾ 実に興味深い。前述の通り、直前の一九四七年の自由党党則では「総裁の推薦によって総務会で決定」（第七条）となっていた。副幹事長は「幹事長の推薦によって議員総会で決定」（第二十七条）、幹事は「互選」（第二十八条）であった。

政務調査会長は「議員総会で選挙」だが、政務調査副会長は「会長の

推薦によって議員総会で決定」であった(以上、第二十九条)。

その他、「議員総会長、同副会長、代議士会長、同副会長及参議院議員会長、同副会長は夫々議員総会、代議士会及参議院議員会で選挙」であった(第三十条)。会計監督は「党大会で選挙」とされている(第三十一条)。

全体として、役員を選挙で選出するよう定められたことが分かる。

さらに、前年の自由党党則と比較すると、興味深い傾向が判明する。即ち、党大会重視である。

第一に、党大会そのものの地位が上昇した。党大会の規定は民主自由党党則の初めの方に移動している。さらに「党役員、所属国會議員及び各支部から選出した委員を会同して開くもの」(自由党党則第十八条)から「党役員、所属国會議員及び各連合支部から選出した代議委員で構成し、党の最高決議機関」(民主自由党党則第四条。傍線は引用者による)と変更された。また「必要と認めた時は、臨時大会を召集することができる。特別緊要な事項で大会を開く暇がないときは議員総会を以て党大会に代へることができる。但しこの決議事項は次の党大会で承認を得なければならない」と(第五条)、その権限を明確化している。これはGHQが民主的な党運営を求めた際に党大会を重視した経緯を反映したものであろう。例えば『GHQ日本占領史一一』では「政党が党内民主主義を発展させたかどうか(中略)を判断するものは、実際の活動である。党大会が代表機関としての能力をどれだけ有し、党がその規約にどれだけ忠実かが党の性格をある程度知る材料となる」と、党大会の

重要性を指摘している。⁽²⁷⁾他にも、党費の収支公開に関して「毎年一回収支を党大会に於て公表しなければならない」(第四十条)と規定された。

第二に、役職公選に注目すると、ここでも党大会やそれに代わる議員総会を重視する傾向が看取される。

自由党党則の第七条(幹事長)、第八条(副幹事長)、第十条(政調会長)は「総務会で決定」とされている。ところが、民主自由党の党則では幹事長は「党大会で選挙」(第二十六条)、副幹事長と政務調査副会長は「議員総会で決定」(第二十七条、第二十九条)と変更されている。

政務調査会長は「議員総会で選挙」との規定に変更はない。⁽²⁸⁾会計監督は「議員総会」(自由党党則第十二条)ではなく「党大会」(民主自由党党則第三十一条)で選挙と変更された。

以上を踏まえると、役職公選における総務会外しの意図が明瞭に表出しており、非常に興味深い。これに関しては、党大会や議員総会を重視せよとのGHQの意向を踏まえつつ、同時に総務会の権限を奪取し幹事長に権限を集中しようとする吉田茂総裁の意図が反映されているのではない。⁽²⁹⁾

一方で、総裁権限への介入も若干だが存在する。「総裁は、必要があると認めたときには他の機関を設けることができる」(自由党党則第十六条)は、「総裁は、必要と認めたときには総務会の同意を得て他の機関を設けることができる」(民主自由党党則第十九条)と、「総務会の同意を得て」の文言が追加された。

以上の党則の内容を踏まえ、民主自由党の結党大会における役職公選

の様子を確認したい。

結党大会の当日、総裁候補は吉田のみだったにもかかわらず「単記無記名投票の結果吉田茂氏が有効投票二五四票のうち二五一票を得て当選」した⁽³⁰⁾。これは戦後保守党史における総裁公選の実施例として重要な意味を持つ⁽³¹⁾。

総裁選の投票権を持っていたのは誰か、若干の考察を加えたい。

党大会の規定は党則第二章第一節に存在する。「第四条 党大会は党役員、所属国会議員及び各連合支部から選出した代議委員で構成し、党の最高決議機関である」、「第七条 代議委員は一連合支部三名を定員とする。但し党員一名以上の連合支部は五千名を超ゆる毎に一名を増員する」が関連する規定である。「議会制度七十年史 政党内派編」(大蔵省印刷局、一九六一年)で確認すると、一九四八年七月五日時点の民主自由党の議席は、衆議院一五一名、参議院四六名である。所属国会議員の合計は一九七名となる。これだけでは有効投票数の二五四票には四七票足りない。この四七票が「代議委員」(第四条、第七条)の票ではないか。当日の参加者は「約四〇〇名」⁽³²⁾とも、「一千余名」⁽³³⁾とも報じられた。内訳として「衆、参両院議員および各都道府県より二名の代議員が出席して開かれる」と報じられていた⁽³⁴⁾。だが代議委員二票だと計算が合わない。それゆえ、この時の党大会では、総裁選挙への投票権を持つ代議委員が、各都道府県代表一名に割り当てられたと推測される。

党大会の席上、総裁以外の役員、最高顧問の幣原喜重郎、顧問や相談役は総裁指名で決まった。幹事長は総裁一任となり、山崎猛が指名され

た⁽³⁵⁾。民主自由党は、主に自由党と民主クラブによって結成された政党である。そのため、役員人事は両政党に配慮したものとなった。党大会直前に「総裁、幹事長、政調会長、代議士会長を自由党から、最高顧問、名誉総裁、総務会長を民主クラブから出すことに話合いがついた」と報じられている⁽³⁶⁾。この間の事情として、次のような解説も存在する。当初、自由党側は幣原と斎藤を名誉総裁に祭り上げようとしたが、斎藤は「副総裁にも比すべき(総務)会長の椅子を望んだ」という⁽³⁷⁾。拙著で指摘した通り、「歴史的経緯から、総務委員長・総務会長は総裁に次ぐ役職であった」ゆえに、斎藤は総務会長の地位にこだわったのであろう。そして斎藤総務会長が実現した。要するに、新党結成過程で「役員公選の原則」が確認されたとは言うものの、実態としては、公選とは程遠い内実だったのである。

また、民主自由党の性格として「反芦田」を挙げる論者もいる。即ち「芦田均という個人を敵役とする点で、殆ど全党員の感情が一致するといっても大して誤りではなからう」と⁽³⁹⁾。

党則に関して、若干の補足を行う。

党大会に出席可能で、投票も可能な「評議員」の規定(第三十二条)も興味深い。「総務会の推薦によって総裁が指名」との文言は昭和二二年の自由党党則第十三条を踏襲している。

その後の政治過程を先取りすると、除名に関する規定は重要である。「総務会の決議によって之を除名」(第三十九条)と「第三十九条但書の議員総会」(第十条)とあり、総裁の権限になっていない。これが一

九五三年二月頃、三木武吉総務会長時代の広川弘禪除名をめぐって問題化した。そのため、吉田総裁が一九五三年九月の党則改正で指示した重要事項に、除名に関する規定の改正が含まれていた。⁽⁴⁰⁾この事実は当該期において、未だ党大会が重視され、総裁の権力が強化されていなかったことを示すものと評価できよう。

ところで、常任総務が総務会長同様に規定されている点は興味深い。前述の通り、自由党党則にも「常任総務若干名」(第六条)との規定が存在した。これは「総務の互選によって総務会長及び常任総務若干名を置くことができる」(民主自由党党則第二十五条)と継承された。だが、実際の運用は違った。かつて「自由党初期に党務を担ったのは幹事長と常任総務であった」(『菅田日記』一九四六年五月一日)。その後、常任総務は一時廃止されていたようであるが、一九四八年七月に設置された。その選任方法は山崎幹事長一任とされた⁽⁴¹⁾と記した。つまり、民主自由党発足後には設置されず、やや時間が経過して設置された。さらに選任の実質的な権限が幹事長に与えられたことは、吉田総裁が幹事長による総務会の権限奪取を試みた一例と評価すべきであろう。

常任総務に関して、前掲『斎藤隆夫日記』を確認する。斎藤は民主自由党が発足した一九四八年三月から総務会長の地位にあった。斎藤日記に常任総務が登場するのは七月八日のことである。広川弘禪が斎藤宅を訪問し、常任総務の人選を報告している。⁽⁴²⁾それ以前、例えば、三月一七日、三月二〇日は「総務会」と記されている。⁽⁴³⁾新聞報道通り、常任総務が七月に設置されたことを確認できる。

ところで、常任総務とは、一体どんな職なのか、分かる範囲で考察したい。

当時の新聞では、常任総務について「常時党の重要事項の審議に当る」役職と報じていた。⁽⁴⁴⁾より具体的な内容を記しているのは『GHQ日本占領史一』である。総務会に関する記述で常任総務に触れ「はつきり数は規定されていないが、若干名が秘密投票で常任総務に任命される。常任総務は事実上執行部内の執行部となっていた」とする。⁽⁴⁵⁾それ以上の実態は良く分からない。既に述べた通り、かつて総務は執行機関として党務に携わった。「役員事務分担表」が報道された事実も示した。ところが、朝日新聞政記者団編『政党年鑑 昭和二十四年』(ニユース社、一九四八年)の民主自由党の項目には「役員事務分担表」は記載されていない。第二次吉田政権の発足後、一九四八年一〇月頃に国会対策委員会を設置し、総務から権限奪取を行おうとした事実が存在する。⁽⁴⁶⁾こうした吉田総裁の意図を踏まえれば、民主自由党において、常任総務がいかなる役割を果たしたのか、その権限に関して興味をそそられる。だが、現時点では、それを明らかにする資料は乏しい。⁽⁴⁷⁾新聞では、選挙対策や政策問題に関して論じていることが報じられている。その後、一九五一年(昭和二六)年一月時点では「自由党の最高議決機関である常任総務」と紹介されている。⁽⁴⁸⁾また、広川弘禪の総務会強化構想の後始末として「一九五二年の総務改選の折に常任総務制は廃止」されたという。⁽⁴⁹⁾結局のところ、党務の分担を含め、常任総務の運用実態は不明な点が多い。

おわりに

本稿は、二〇一〇年の拙著『自由民主党の誕生』刊行後に確認した、一九四七（昭和二二）年六月改正の日本自由党党則、及び、一九四八（昭和二三）年三月に結成された民主自由党の党則全文を踏まえ、主として後者の党則の後半部分を考察した。

本稿が明らかにしたのは、占領下における党大会重視の傾向や役職公選に関する規定に代表される「民主化」の底流である。具体的には、民主自由党党則では党大会は「党の最高決議機関」と位置付けられた。加えて幹事長の選挙の場と位置付けられた。党大会に代わる議員総会では、従前の政務調査会長に加え、副幹事長や政務調査副会長の選挙が行われるように定めていた。もともと、自由党と民主クラブの合同という民主自由党結党の経緯により、党則で規定された公選はほぼ実施されず、事前に調整のうえで役員を決定していた。そのため総裁公選だけが実施された。総裁候補者が吉田茂一名のみにもかかわらず、単記無記名投票を実施して選出されたことは、戦後保守党史における総裁公選の実施例として重要である。

しかしながら、常任総務の実態など、未だ不明なことも多い。これらは今後の課題としたい。

〔謝辞〕

本稿は、二〇一六年度の青山学院大学在外研究、及び、平成二六―二八年度日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究（B）研究課題番号

26285039 の成果の一部である。

本稿の一部を二〇一七年一月一七日の河野研究会にて報告する機会を得た。当日、貴重なご意見を頂いた出席者に感謝する。

NARAI II 所蔵資料の翻刻に関しては、森聡（法政大学教授）、井上正也（成蹊大学教授）両先生のご助言を得た。記して感謝する。

注

- (1) 二〇〇〇年代に入っても、様々な政党が出現した。短期間で消滅する政党も多い。これら諸政党の基本情報はいずれ必要となるはずだが、まとまった形で収集されていないようである。二〇〇九年から二〇一二年まで政権を担った民主党に関しては、基礎的なデータを踏まえた、上神貴佳・堤英敬編『民主党の組織と政策』（東洋経済新報社、二〇一一年）、前田幸男・堤英敬編『統治の条件―民主党に見る政権運営と党内統治』（千倉書房、二〇一五年）のような優れた研究が存在する。

- (2) 朝日新聞政治記者団編『政党年鑑 昭和二十三年』（ニュース社、一九四八年）二二三頁。

- (3) 前掲『政党年鑑 昭和二十三年』二二三頁。

- (4) 全て、『浅沼稻次郎関係文書 その二』（国立国会図書館憲政資料室所蔵）

- (5) 四四一所収の「日本自由党々則（案） 昭和二二、六、一七」からの引用。

- (6) 前掲『政党年鑑 昭和二十三年』二二三頁。

- (7) 『自由民主党の誕生』五二―五三頁。

- (8) 『自由民主党の誕生』七七頁。

- (9) 前掲『政党年鑑 昭和二十三年』二二九頁。総務二十五名の名前が記載されているが、「常任総務」という役職は置かれていない。

- (10) 代表的な研究として、福永文夫「占領下中道政権の形成と崩壊」(岩波書店、一九九七年)、中北浩爾『経済復興と戦後政治 日本社会党一九四五―一九五一年』（東京大学出版会、一九九八年）が挙げられる。

- (11) 『朝日新聞』は『朝日』、『読売新聞』は『読売』と略記する。

- (12) 『自由民主党の誕生』二二三頁、第二章脚注四八を参照。

- (13) “Political Parties - Japan Rules & Regulations”, 1947/03-1947/12, RG407, Records of the Adjutant General's Office, Administrative Service Division,

民主自由党党則の考察

Operations Branch, Foreign (occupied) Area Reports, 1945-1954, National Archives II, College Park, Maryland. なお、マイクロフィッシュ化の作業について、熊田淳美・千代正明・枝松栄、政治史料課編「占領期資料収集プロジェクト研究会―初期を中心に― 第一回」『参考書誌研究』第七七号（二〇一六年三月）三八頁、枝松栄氏の発言を参照されたい。

- (13) なお、拙著での議論や肩書きの誤りの訂正について、拙稿「第五次吉田茂内閣期の政治過程 緒方竹虎と左派社会党を中心に」『桃山法學』第一八号（二〇一一年一〇月）を参照。また、三木武吉総務会長時代の総務会に關して議論を深めた論考として、拙稿「総務会に關する一考察 一九五三（昭和二八）年の警察法改正を中心に」奥健太郎・河野康子編『自民党政治の源流 事前審査制の史的検証』（吉田書店、二〇一五年九月）所収、を参照。

- (14) 「役員は公選」『朝日』一九四八年三月一五日期刊。

- (15) 以下の民主自由党発足までの記述、および、役員決定に關する記述は、『自由民主党の誕生』七八頁も参照。

- (16) 当時の状況について、前掲、小宮「第五次吉田茂内閣期の政治過程」第一節を参照。

- (17) 「保守大同呼かけ」『朝日』一九四八年二月一五日期刊。

- (18) 「齊藤氏、吉田首班主張」『朝日』一九四八年二月一七日期刊。

- (19) 「吉田氏を首相に指名」『朝日』一九四八年二月二二日期刊。

- (20) 「本月中に結成 自由党 救国新党に全力」『朝日』一九四八年二月二三日期刊。

- (21) 新聞では「革新クラブ」「革新会」等、報道された。ここでは「革新会」を使用する。革新会に所屬していた花月純誠に關しては、福永文夫「花月純誠と自由党中堅会の活動 自由党の党内民主化、保守合同・新党運動の

- 一断面』『姫路法学』二五・二六号（一九九九年）が詳しい。
- (22) 「救国新党急速に結成 自由党、野党声明を発表」『朝日』一九四八年二月二四日朝刊。
- (23) 「幹部の退陣要求 自由党革新会の動き」『朝日』一九四八年二月二八日朝刊。
- (24) 「新党結成方針 自由党で協議」『朝日』一九四八年三月六日朝刊。
- (25) 前掲「役員は公選」『朝日』一九四八年三月一五日朝刊。
- (26) 「GHQ日本占領史一一」では「定期党大会で記名投票で選ばれる幹事長（中略）。この規定が規約に挿入されたのは民主自由党が結党された一九四八年三月のこと」と叙述するが（一四三頁）、党則には「党大会で選挙する」とのみ書かれている。あるいは、投票の際は記名投票を行ったのかもしれない。
- (27) 「GHQ日本占領史一一」一四一頁。また、『自由民主党の誕生』第一章第三節も参照。
- (28) 政務調査会長と総務に関しては、自由党時代の一九四六年一〇月に選挙が実施された実績がある。『自由民主党の誕生』三九頁を参照。
- (29) 『自由民主党の誕生』七三―七七頁。
- (30) 「総裁に吉田茂氏」『朝日』一九四八年三月一六日朝刊。
- (31) 『自由民主党の誕生』七八頁。
- (32) 「民主自由党 発足」『読売』一九四八年三月一六日朝刊。
- (33) 前掲「総裁に吉田茂氏」『朝日』一九四八年三月一六日朝刊。
- (34) 「政策、党則大綱決る 救国新党、協力を要請」『読売』一九四八年三月九日朝刊。前掲「新党結成方針」『朝日』一九四八年三月六日朝刊でも、代議員二名が出席と書かれている。
- (35) 前掲「総裁に吉田茂氏 最高顧問に幣原氏 幹事長は山崎猛氏」『朝日』一九四八年三月一六日朝刊。
- (36) 「党名は、民主自由党」『朝日』一九四八年三月一四日朝刊。
- (37) 山浦貫一「民主自由党の発足」佐佐弘雄『五大政党を解剖する』（政治経済評論社、一九四八年）所収、四三頁。
- (38) 『自由民主党の誕生』二五頁。
- (39) 山浦貫一「保守党」に徹せよ『再建』二巻五号（一九四八年）所収、二二頁。「再建」はアテネ書房、一九八六年の復刊版を使用した。
- (40) 『自由民主党の誕生』九六―九九頁。
- (41) 『自由民主党の誕生』七五頁。
- (42) 「斎藤隆夫日記」下巻、一九四八年七月八日。
- (43) 「斎藤隆夫日記」下巻、一九四八年三月一七日、二〇日。
- (44) 「民自党に常任総務」『朝日』一九四八年七月七日朝刊。常任総務の人事は「民自党の役員決る」『朝日』一九四八年七月九日朝刊を参照。
- (45) 「GHQ日本占領史一一」一三一頁。
- (46) 『自由民主党の誕生』七五―七六頁。
- (47) 「民自党常任総務会」『朝日』一九四八年七月一四日朝刊、「冒頭解散が圧倒的 民自党の常任総務会」『朝日』一九四八年一月二日朝刊、など。
- (48) 「自由党常任総務決る」『朝日』一九五一年六月二日朝刊。
- (49) 『自由民主党の誕生』八七頁。

附…「民主自由党々則」(一九四八年三月一五日)

出典:「民主自由党々則」“Political Parties - Japan Rules & Regulations”

(NARA II所蔵。詳細は脚注12を参照)

適宜新字に置き換えた。

民主自由党々則

第一章 総則

第一条 本党は、民主自由党と称し、本部を東京に置き、各地方に支部を置く。

第二条 党は党の宣言、綱領、決議及び政策の実現を期することを目的とする。

第三条 党は党の綱領、政策に賛同し、党則を遵守する党員で構成する。

第二章 機関

第一節 党大会

第四条 党大会は党役員、所属国会議員及び各連合支部から選出した代議委員で構成し、党の最高決議機関である。

第五条 総裁は毎年一回大会を東京に召集する。

必要と認めた時は、臨時大会を召集することができる。

特別緊要な事項で大会を開く暇がないときは議員総会を以て党大会に代へることができる。但しこの決議事項は次の党大会で承認を得なければならない。

第六条 党大会の議長及び副議長は大会で選挙する。

第七条 代議委員は一連合支部三名を定員とする。但し党員一名以上の連合支部は五千名を超ゆる毎に一名を増員する。

第二節 議員総会、代議員会、並に参議院議員会

第八条 議員総会は所属国会議員、代議士会は所属代議士、参議院議員会は所属参議院議員で構成する。

第九条 各会は夫々の会長に於て其の議事を掌理する。

第十条 党大会に代るべき議員総会及び党役員の選挙を行ふ議員総会並に第三十九条但書の議員総会は所属議員三分の二以上の出席を必要とする。

第三節 総務会

第十一条 総務会は執行機関であつて党大会並に議員総会等の決議を執行する。

第十二条 総務会は総務で構成する。

第十三条 総務会は総務会長が其の議事を掌理する。

第四節 政務調査会

第十四条 政務調査会は政策の調査立案に当る。

第十五条 政務調査会は政務調査会長が之を総轄する。

会長事故ある時は副会長が代行する。

第十六条 政務調査会に各常任委員会を設け委員長一名、理事若干名を置く。

常任委員は会長が推薦し、委員長及び理事は各委員会に於て

互選する。

第十七条 政務調査会は顧問及び専門委員^{専門}を委嘱することができる。

第五節 部

第十八条 党に左の部を設け部長一名、副部長若干名を置きその構成は

総務会で決定する。

- 一、党務部
- 一、組織部
- 一、国会部
- 一、選挙部
- 一、渉外部
- 一、情報部
- 一、遊説部
- 一、婦人部
- 一、青年部
- 一、民情部
- 一、庶務部

第十九条 総裁は、必要と認めたときには総務会の同意を得て他の機関を設けることができる。

第三章 役員並にその職務

第一節 本部役員

第二十条 党本部に左の役員を置く。

総裁

顧問 若干名

相談役 若干名

総務会長 一名

総務 若干名

幹事長 一名

副幹事長 三名

幹事 若干名

各部長及び各副部長

政務調査会長 一名 同副会長 五名

同常任委員長 同理事

議員総会長 一名 同副会長 三名

代議士会長 一名 同副会長 三名

参議院議員会長 一名 同副会長 二名

会計監督 五名

評議員 若干名

第二十一条 総裁は党を総理する。

総裁は党大会で選挙し、其の任期は四年とする。

第二十二条 顧問及び相談役は重要事項について総裁の諮問に応ずる。

顧問及び相談役は総裁の推薦によって党大会で決定する。

第二十三条 総裁は党大会の同意を得て顧問のうちから最高顧問を推薦

することができる。

第二十四条 最高顧問は常時総裁の諮問に応ずる。

第二十五条 総務は総裁を佐け党の要務を処理する。

総務の選任は左の各号による。

一、各地区別（別表）所属代議士十名（四捨五入）につき一名の割合によって単記無記名投票で各地区別（別表）に互選する。

二、所属参議院議員のうちから単記無記名投票で議員十名（四捨五入）につき一名の割合によって互選する。

三、所属国会議員のうちから単記無記名投票で十名を互選する。

四、総裁は、その指名によって所属国会議員又は国会議員以外の党員のうちから十五名を限り選任することができる。

総務の互選によって総務会長及び常任総務若干名を置くことができる。

第二十六条 幹事長は総裁を輔佐し、党機関の決議に基いて党務を執行する。

幹事長は党大会で選挙する。

第二十七条 副幹事長は幹事長を佐け幹事長事故あるときはその職務を代行する。

副幹事長は幹事長の推薦によって議員総会で決定する。

第二十八条 幹事は総務並びに幹事長及び副幹事長を佐け党務を分担す

る。

幹事の選任は左の各号による。

一、各地区別（別表）所属代議士五名（二捨三入）につき一名の割合によって単記無記名投票で各地区別（別表）に互選する。

二、所属参議院議員のうちから単記無記名投票で議員五名（二捨三入）につき一名の割合によって互選する。

三、総裁はその指名によって所属国会議員又は国会議員以外の党員のうちから二十名を限り選任することができる。

第二十九条 幹事の互選によって常任幹事若干名を置くことができる。

政務調査会長は議員総会で選挙する。

同副会長は会長の推薦によって議員総会で決定する。

第三十条

議員総会長、同副会長、代議士会長、同副会長及参議院議員会長、同副会長は夫々議員総会、代議士会及参議院議員会で選挙する。但し代議士会長、同副会長は議員総会長、同副会長を兼ねることができる。

第三十一条

会計監督は党の会計を監督する。

会計監督は党大会で選挙する。

第三十二条

評議員は党大会に出席し、裁決に加（わ）ることができる。評議員は総務会の推薦によって総裁が指名する。

第三十三条

各役員の任期は一年とする。但し任期が満了しても後任の役員が決定するまでは其の職を執るものとする。

第二節 支部役員

第三十四条 支部に支部長一名を置き其他の役員は本部役員に準じて各支部で定める。

第四章 組織

第一節 支部

第三十五条 都道府県に連合支部を置き当該市、郡支部を以て組織する。
市、郡支部は当該町村支部によって構成する。

第三十六条 支部の規約は本部の承認を受けなければならない。

第五章 入党・離党及除名

第一節 入党

第三十七条 党に加盟しようとするものは黨員の紹介によらなければならない。
らない。

第二節 離党

第三十八条 党を離党しようとするものは其の理由を明記して党に届出なければならない。

第三節 除名

第三十九条 黨員にして党紀を紊り體面を汚し其他不都合の行為があつた場合は、総務会の決議によつて之を除名する。但し国会議員の場合は議員総会の決議をも得なければならぬ。

第六章 會計

第一節 党費

第四十条 党費は黨員の負担とし毎年一回収支を党大会に於て公表しなければならない。

第四十一条 黨員は本部費として年額十圓を支部費と共に納入しなければならない。

支部費の額は支部で決定する。

本部経常事務費は当分のうち所属国会議員が別に定める方法によつて負担する。

第二節 寄附

第四十二条 寄附金品の受領は総務会の承認を得なければならない。

第三節 會計年度

第四十三条 會計年度は毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

第七章 附則

第四十四条 本党則の改廃は党大会の決議によらなければならない。

(別表)

一、関東地区	一、東北地区	一、北海道地区
一、北信地区	一、東海地区	一、近畿地区
一、中国、四国地区	一、九州地区	